

松戸市認定袋の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が収集運搬を行う家庭ごみのうち、可燃ごみの排出に使用する松戸市認定袋（以下「認定袋」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定袋の種類)

第2条 認定袋は、次条に規定する要件に適合する袋で、第4条第1項又は第6条第1項の規定により、市長の認定を受けて製造されたものとする。

(認定袋の規格)

第3条 認定袋は、次の各号及び別表1の各項に掲げる規格のものとする。

- (1) 材 質 低・高密度ポリエチレン
※ 有害重金属等人体に有害な成分を含まないこと。
- (2) 大 き さ ア 定形寸法
特大、大、中、小の4種類
※ 寸法の詳細は別表1第1項第2号のとおりとする。
イ その他市長が認める大きさ
- (3) 厚 さ ア 特大、大、中：0.025mm以上
イ 小：0.02mm以上
※ 厚さの測定は、JIS規格Z-1702を準用する。
- (4) 強 度 ア 低密度ポリエチレン：縦、横とも、16.7MPa（170kgf/cm²）以上
イ 高密度ポリエチレン：縦、横とも、29.4MPa（300kgf/cm²）以上
※ 強度の測定は、JIS規格Z-1702を準用する。
- (5) 色 及 び 透 明 度 乳白色（高密度ポリエチレンのナチュラルを基準とする）の半透明白色（PEX6800 WHITE A相当色）の着色率1%程度
※ 内容物が目視で識別できる程度の透明性を有すること。
- (6) 印 刷 ア 印刷方法：片面1色印刷とし、印刷色は、青色（PANTONE 3005）。
※ 印刷に用いる塗料は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないものとする。
イ 印刷内容：別表1第2項のとおりとする。
- (7) 袋の形態 平袋及びU形袋
- (8) 被認定者の表示 別表1第2項のとおりとする。
- (9) 製袋加工精度 ア シール状態
(ア) 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部より破れないこと。
(イ) シール部を左右に引っ張った場合、簡単に剥がれないこと。
(ウ) 異物の付着、混入がないこと。

- イ 開口性：切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。
- ウ 外観：指定ごみ色の混入割合が均一で、異物の付着、混入による汚れ、キズ等が無いこと。
- エ 臭い：フィルム内外面に異臭（悪臭）が無いこと。

2 包装用外袋は、次の各号及び別表2に掲げる規格のもとする。

- (1) 材 質 ポリエチレン又はポリプロピレン
 ※ 有害重金属等人体に有害な成分を含まないこと。
- (2) 色 及 び 無色・透明
 透 明 度
- (3) 印 刷 ア 印刷方法：片面1色印刷とし、印刷色は、認定袋の指定色と同色とする。
 イ 印刷内容：別表2のとおりとする。
 ※ 印刷に用いる塗料は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないものとする。

3 原材料は、再生原料の使用に努めること。

4 認定袋は、包装用外袋から1枚毎に取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。

（認定袋の認定）

第4条 認定袋を製造しようとする者は、松戸市認定袋認定申請書（第1号様式）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為、及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
- (3) 申請者の誓約書（第2号様式）、及び業務経歴書
- (4) 販売ルート及び松戸市内における販売予定店一覧表
- (5) 認定袋の仕様及びサイズ等の図面等及び見本品
- (6) 認定袋の厚さ及び引張強度を示す証明書（公的機関発行の証明書等）
 ※認定申請する袋毎に証明書を添付すること。

(7) 使用する顔料及びインクの成分証明書（外国語の場合は日本語訳を付けること。)

(8) 認定袋ごとの販売予定価格又は卸売予定価格一覧表

(9) 他市区町村の認定を受けている場合は、認定書等の写し

3 第1項の申請を適当と認めた場合は、申請者に認定番号を付した松戸市認定袋認定書（第3号様式）（以下「認定書」という。）を交付する。

（認定の表示）

第5条 前条第3項又は次条第3項による認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、認定袋及び包装用外袋表面に、松戸市が認定する袋である旨の認定番号及び被認定者の名称を表示するものとする。

(変更等)

第6条 被認定者は、認定書に記載された事項に変更等が生じたときは、松戸市認定袋認定変更申請書(第4号様式)を提出し、新たに市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類のうち、変更の内容により必要と思われるものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を適当と認めた場合は、新たに認定書を交付する。

4 前項の規定により新たな認定書の交付を受けた者は、ただちに変更前の認定書を市長に返還しなければならない。

(改善の指示)

第7条 市長は、製造された袋が第3条に規定する規格に適合しないと認められるとき、又は被認定者が認定基準に違反したと認められるときは、改善等の指示及び指導をするものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、被認定者が前条の改善等の指示及び指導に従わない場合は、松戸市認定袋認定取消書(第5号様式)により当該認定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、虚偽の申請をした場合において準用する。

3 第1項及び前項の規定により認定の取消しを受けた者は、ただちに認定書を市長に返還しなければならない。

(認定袋の廃止届)

第9条 被認定者が、認定袋の製造を廃止しようとするときは、松戸市認定袋認定廃止届出書(第6号様式)を市長に届け出なければならない。

2 前項により認定の廃止を届け出た者は、ただちに認定書を市長に返還しなければならない。

(認定書の再交付)

第10条 被認定者は、汚損、破損、損滅及び紛失等の理由により、認定書の再交付を受けようとするときは、松戸市認定袋認定書再交付申請書(第7号様式)にその理由を記して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めた場合は、新たに認定書を交付する。

3 前項の再交付を受けた被認定者は、再交付により前に交付を受けた認定書をただちに市長に返還しなければならない。

(被認定者の責務)

第11条 被認定者は、認定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

2 被認定者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するものとする。

(報告)

第12条 被認定者は、市長から認定袋の品質及び流通について報告を求められた時は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。